

1 募集人員

全日制 商業科 第1学年 男女 計 80名(1)

全日制 情報処理科 第1学年 男女 計 80名

※ 募集人員の()内の数字は、転勤等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

出願資格者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ、(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

(1) 令和2年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)

(4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域は設けない。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料(2,200円)として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

	志願者が提出するもの	出身中学校長が提出するもの
提出書類	入学願書・受検票・調査書*(注1)	学習の記録等学年内評価分布表・学習の記録等一覧表
提出期間及び 受付時間 *(注2)	令和2年2月17日(月) 午前9時から正午まで・午後1時から午後4時30分まで 2月18日(火) 午前9時から正午まで	
提出先	埼玉県立岩槻商業高等学校	埼玉県立岩槻商業高等学校及び高校教育指導課
提出方法 (持参または 郵送で提出 する)	持参 窓口を持参する。	直接持参する。
	郵送 「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 令和2年2月14日(金)を配達指定日とすること。	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 令和2年2月14日(金)を配達指定日とすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長

* (注1) : 「持参」「郵送」のいずれの場合も、同時に提出する。* (注2) : 「郵送」の場合は異なるので注意。

(3) 受検票の交付

本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

郵送による場合は、「受検票」を2月17日(月)までに投函する。

5 併願

県立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 第2志望

(1) 商業科・情報処理科相互に第2志望を認める。

(2) 第2志望を希望する場合は、「入学願書」の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。



7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和2年2月20日(木)から2月21日(金)まで

受付時間は、2月20日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月21日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

ア 入学選考手数料

(ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

(イ) 定時制の課程から全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。

(ウ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。

(エ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」を交付する。

(3) 本校の学科間における志願先変更も、(1)～(2)による。第2志望のみの変更も同様に扱う。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

8 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

9 学力検査

(1) 志願者は、令和2年2月28日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「11 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。当日は8時45分までに集合すること。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:35 (50分)	昼 食	13:30~14:20 (50分)	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、埼玉県教育委員会の「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

10 面接

(1) 志願者は、令和2年3月2日(月)に行われる面接を受けなければならない。ただし、「追検査受検願」を提出した志願者には、実施しない。

(2) 追検査での面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集において追検査を実施した場合は、令和2年3月4日(水)に実施する。

(3) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(4) 面接は、3名一組(若しくは2名一組)の集団面接とする。

(5) 面接会場は、本校とする。午前実施の者は8時45分までに、午後実施の者は12時30分までに集合すること。午前・午後のいずれの実施になるかは、学力検査終了時に志願者に通知する。



11 追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、5教科全ての学力検査及び面接が受検できなかった志願者は令和2年3月4日(水)に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和2年3月2日(月)正午まで本校校長に提出すること。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 「追検査受検願」を提出した志願者に対しては、3月2日(月)の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜においては3月4日(水)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。
- (7) 追検査の日程、配点等は、学力検査による。

12 入学許可候補者の発表

- (1) 日時・場所・方法

1	日時	令和2年3月9日(月)午前9時
2	場所	本校
3	方法	受検番号を掲示する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。

(電話での問い合わせには応じられない。)

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者の受検番号一覧をホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。
- (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。
- (5) 入学許可候補者となった者は、令和2年3月17日(火)の入学許可候補者説明会に、保護者と一緒に参加すること。

13 その他

「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」、「私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合」、「帰国生徒特別選抜による募集」に関する出願資格・出願手続については、「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

※ 募集要項については、「令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に従う。



令和2年度 生徒募集要項



埼玉県立岩槻商業高等学校

〒339-0052 さいたま市岩槻区太田1丁目4番1号
電話 048-756-0100(代) FAX 048-790-1501
(東武アーバンパークライン岩槻駅から東方1.2km、徒歩15分)
<https://iwatsuki-ch.spec.ed.jp>